

# インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査 の結果について

平成22年 1月21日  
知的財産戦略推進事務局

## 1. 実施方法

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について、現行の対策に対する評価、現行の対策を行う上で問題となっている事例や考えられる改善策等について平成21年11月13日～12月11日の間、意見を募集した。

## 2. 提出された意見数

合計58件（うち法人・団体24件 個人34件）  
法人・団体24件のうち、概ね規制強化に賛成は17件、概ね規制に慎重は7件  
個人34件のうち、概ね規制強化に賛成は8件、概ね規制に慎重は17件、その他9件

## 3. 提出された意見の概要

### （1）侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

- ・ プロバイダに対し、著作権侵害行為を防止する措置の導入の義務付けが必要。（日本レコード協会 他）
- ・ 権利者からの削除要求に対し、プロバイダが速やかに削除することを義務付けるべき。（日本映像ソフト協会 他）
- ・ 法律により規制を強化するのではなく、権利者団体とプロバイダの自主的取り組みを拡大していくべき。（テレコムサービス協会 他）

### （2）権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

- ・ 違法行為が明らかな場合には、当該違法行為を行う発信者の情報は速やかに開示されるべき。（日本音楽著作権協会 他）
- ・ 権利者からの発信者情報の開示請求に応じない場合のプロバイダの免責要件を見直し、プロバイダによる開示を進めるべき。（日本レコード協会 他）
- ・ 発信者情報は一度誤って開示されてしまえば、その原状回復が不可能であり、そのためにも手続きの確保が非常に重要。（日本インターネットプロバイダー協会 他）

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

- ・ 個人による回避行為自体を禁止（違法）とすべき。（デジタルコミック協議会 他）
- ・ マジコン等の回避機器の提供行為に対し、刑事罰を導入すべき。（コンピュータエンターテインメント協会 他）
- ・ 関税法を改正し、不正な回避装置等を輸入差し止め対象物とすべき。（コンピュータソフトウェア著作権協会 他）
- ・ 研究開発等の企業活動を萎縮させる可能性があるため、規制には慎重であるべき。（電子情報技術産業協会 他）

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

- ・ ネット上の被害は一瞬で広がり、算定が困難。従って、法定賠償制度を創設すべき。（日本レコード協会 他）
- ・ 損害額の推定規定について、現行著作権法の適用により、個別の侵害実態に応じた柔軟な賠償額の算定・認定がなされており、特に問題ない。（ヤフー株式会社 他）

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

- ・ 侵害コンテンツへ誘導するリンク行為自体を著作権侵害行為とすべき。（日本映像ソフト協会 他）
- ・ 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについては、現行法下でも違法とされる場合があり、新たな方策導入の必要性はない。（日本知的財産協会 他）

#### 4. 今後の予定

知的財産戦略本部において、頂いたご意見を参考に、インターネット上の違法対策について検討を行う予定。

(参考)

## 1. 提出された意見の傾向

○提出数 法人・団体 23件 個人 34件 合計 57件

| 項目                                   | 法人・団体 |    |          | 個人  |    |          |
|--------------------------------------|-------|----|----------|-----|----|----------|
|                                      | 意見数   | 賛成 | 中立<br>反対 | 意見数 | 賛成 | 中立<br>反対 |
| (1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について         | 21    | 13 | 8        | 25  | 8  | 17       |
| (2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について | 18    | 11 | 7        | 23  | 4  | 19       |
| (3)アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について    | 13    | 9  | 4        | 21  | 5  | 16       |
| (4)損害賠償額の算定を容易にするための方策について           | 15    | 12 | 3        | 19  | 8  | 11       |
| (5)侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて            | 15    | 10 | 5        | 32  | 13 | 19       |
| (6)効果的な啓発活動について                      | 12    | 11 | 1        | 20  | 17 | 3        |
| (7)その他                               | 13    |    |          | 19  |    |          |

## 2. 意見提出のあった主な法人・団体

### (権利者)

- ・国際レコード産業連盟
- ・社団法人コンピュータエンターテインメント協会
- ・社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
- ・株式会社集英社 編集総務部知的財産課
- ・株式会社TBSテレビ
- ・デジタルコミック協議会
- ・社団法人日本映画製作者連盟
- ・社団法人日本映像ソフト協会
- ・社団法人日本音楽著作権協会
- ・日本経済新聞社 法務室
- ・日本国際映画著作権協会
- ・社団法人日本民間放送連盟 コンテンツ問題特別部会
- ・社団法人日本レコード協会
- ・ビジネス ソフトウェア アライアンス

### (プロバイダー／メーカー)

- ・社団法人テレコムサービス協会
- ・社団法人電気通信事業者協会
- ・社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権運営委員会
- ・社団法人日本インターネットプロバイダー協会
- ・社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- ・ヤフー株式会社

### (その他)

- ・一般社団法人インターネットユーザー協会
- ・日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
- ・日本弁理士会